

別記様式1-3:譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合(租税特別措置法第35条第3項第3号)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所●●府●●市●●●●●

氏名豊中 A子

電話●●-●●●●●-●●●●●

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡した家屋が耐震基準に適合することとなった場合」(租税特別措置法第35条第3号)の用に供されていたことがないこと、被相続人(包括遺贈者を含む。以下「被相続人」という。)により当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと。)(※1)通知における特定事由と同じ。		・税控除を受けようとする人(確定申告をする人)の住所・電話番号・氏名を記入してください。 ・日中、連絡のつく連絡先を記入してください。 ・代理人が申請する場合は、委任状が必要です。	
申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地(敷地の所在地番)		豊中市●●●●(家屋番号 ●●●)	
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)		年 月 日	
被相続人		耐震改修工事の請負契約書等に記載されている日付を記入してください。 閉鎖事項証明書に記載されている日付を記入してください。	
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✓のうえ、その日を記入(※5)	耐震基準に適合した日	契約書に記載されている譲渡日	取壊し、除却又は滅失⇒□
相続開始日(被相続人の死亡日)		譲渡日(※7)	
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	□家屋 □敷地等	(住所) ●●府●●市●●●●●	
換価分割の場合は✓ ⇒ □	□家屋 □敷地等	(氏名) 豊中 C美	
相続人(※8)の数(申請者含む) ※該当する□に✓	□ 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】	□ 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】	

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限り、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、耐震改修工事の請負契約書及び工事費用の請求書や領収書等に記載された当該工事の完了日を記載する。

(※6) 家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等に記載の取壊し等の日を記載する。

(※7) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡をしたものに限り、相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り、

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	市が記載します。	印
確認を行った市区町村長	記入しないでください。	

①お亡くなりになった人の住民票の除票の写し（原本）

- ・相続発生日（死亡日）、最終の居住地を確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・交付日はいつでも構いません。

②家屋等を相続した人全員分の住民票（原本）

- ・相続直前から譲渡日まで、当該家屋に居住していなかったことを確認します。
- ・世帯主との続柄、本籍、個人番号の記載は不要です。
- ・譲渡日以降に交付されたものに限りません。

④（i）家屋及びその敷地の登記事項証明書（原本）

- ・家屋及びその敷地等の取得をした相続人の数を確認します。
- ・換価分割の場合は遺産分割協議書を添付してください。

③家屋等の売買契約書（コピー）

- ・売主名が相続人であることと、家屋と敷地等の譲渡日を確認します。
- ・譲渡日が確認できない場合や、契約書の譲渡日と実際の譲渡日が異なる場合は、登記事項証明書を添付してください。（④で確認できる場合は添付不要）

④（ii）登記事項証明書（原本）

- ・敷地等を取得した相続人の数を確認します。
- ・換価分割の場合は遺産分割協議書を添付してください。

⑤（i）工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書

- ・家屋が耐震基準に適合することとなった日を確認します。

⑤（ii）閉鎖事項証明書（原本）

- ・家屋の建築時期、当該家屋及び敷地を相続により取得したことを確認します。
- ・④（ii）の相続人の数も分かるものを添付してください（1部で可）。

⑥（ii）広告

- ・現況が「空き家」であり、かつ「取壊し予定」と表示されているもの。
- ・宅地建物取引業者が作成した書類に限りません。

⑥（i）電気、水道、ガス（いずれかひとつで可）の使用中止日がわかる書類（コピー）

- ・使用中止日が、相続発生日から譲渡日までの間であることを確認します。
- ・使用中止日と所在地が明記されているものをご提出ください。

（次ページに続く）

⑦(i) 老人ホーム等に入所する直前に、要介護・要支援認定を受けていたことを確認します。

<例> (いずれもコピー)

- ・介護保険の被保険者証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・要介護認定決定通知書

⑦被相続人が老人ホーム等に入所していた場合のみ必要

(i)

ため、被相続人が介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定、同条第 2 項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条第 1 項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類
※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。

施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれかに該当することを証明する書類

⑦(ii) 入所時の契約書(コピー)及び被相続人が亡くなったことによる老人ホームの退去日が分かる書類等

- ・老人ホーム等の名称や所在地、施設の種類の種類と相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していたことを確認します。

⑦(iii) お亡くなりになった人が老人ホーム等に入所してから何らかの形で当該家屋を使用していたことを確認します。

(ア) 電気、水道、ガス(いずれかひとつで可)の使用中止日がわかる書類(コピー)の場合

- ・契約名義人がお亡くなりになった人であることと使用中止日を確認します。

(iii)

被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の日まで、当該老人ホーム等の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て)

(ア) 電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類

※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの

(イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー等

(ウ) その他要件を満たしていることを認めることができるような書類(※9)

⑧

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取り壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー(※10)

(例:空家等対策の推進に関する特別措置法第 11 条に基づき、市区町村のデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認ができなかった場合、当該家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

⑧家屋等の売買契約書(コピー)

備考

- ・譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取り壊すことを確認します。
- (③で確認認できる場合は添付不要)

(※9) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(※10) 本書類の提出がないことをもって、所在市区町村による被相続人居住用家屋等確認書の交付が妨げられるものではないため、書類の提出が困難な場合には所在市区町村に相談すること。

(用紙 日本産業規格 A4)